

「頑張る地方応援懇談会in三重」議事概要

1 日 時 平成19年2月25日(日)13:30～15:30

2 場 所 「三重県自治会館」
三重県津市桜橋2丁目9 6

3 出席者

【市町長】

まつだ	なおひさ	つ
松田	直久	津市長
いのうえ	てつお	よっかいち
井上	哲夫	四日市市長
もりした	たかお	いせ
森下	隆生	伊勢市長
しもむら	たけし	まつさか
下村	猛	松阪市長
かわかみ	かんじ	くまの
河上	敢二	熊野市長
いまおか	むつゆき	いが
今岡	睦之	伊賀市長
はっとり	ただゆき	こもの
服部	忠行	菰野町長
やまだ	のぶひろ	かわごえ
山田	信博	川越町長
はせがわ	じゅんいち	たき
長谷川	順一	多気町長
おおの	よししげ	わたらい
大野	幸茂	度会町長
かしわぎ	ひろふみ	たいき
柏木	廣文	大紀町長
おくやま	しろう	きほく
奥山	始郎	紀北町長

【総務省】

たむら	のりひさ	総務副大臣
田村	憲久	
しいかわ	しのぶ	官房審議官(財政制度・財務担当)
椎川	忍	
すずき	かおる	東海総合通信局長
鈴木	薫	
さかもと	もりお	自治行政局行政課長
坂本	森男	
もとおか	とおる	自治行政局地域情報政策室長
元岡	透	
よねだ	こういちろう	自治税務局都道府県税課長
米田	耕一郎	

4 次第 (1)あいさつ

- ① 田村憲久 総務副大臣
- ② 河上敢二 熊野市長

(2)総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について
- ③ 地域情報化施策について

(3)意見交換

5 要 旨〔主な意見〕

(1) 市町長

- ・頑張る地方には、メリハリを付けた支援措置を講じるべき。
- ・交流人口等、観光・誘客に関わる指標を成果指標として盛り込むべき。
- ・成果指標には、これまで努力してきた部分についても盛り込むべき。
- ・成果の有無は合併前の指標と比較して測定すべき。
- ・いずれの指標も一定年数が経たないと成果となって現れてこないことを考慮すべき。
- ・頑張ろう頑張ろうと言っても、市町村間にはもともと大きな格差がある。指標の採否を決める際には、こうした事情に対する十分な配慮をしてほしい。
- ・もう少しで成果につながるという努力もある。本当にどこまで努力しているのかの評価は、地方に来て、現状を理解して初めて可能となる。
- ・いまの時代に頑張らない市町村など存在しない。そういう状況の中、「頑張っている」として支援する基準をどこに据えるつもりなのか。
- ・行財政改革を進めるため、町の職員同士がチームを作って提案を行うといった努力をしている。こうした努力もプログラムによる支援の対象にできないか。
- ・連携する複数の地域が共同でプロジェクトを策定することは可能か。また、策定するプロジェクトの本数について制約はあるのか。
- ・企業立地の促進に係る特別交付税措置を講じる際には、減収補てん措置との重複も可能となるようにしてほしい。
- ・交付税総額が減少し、地財計画の公共事業費等も減少し、財政投融资でも減少している中、交付税を総額確保したというのは矛盾ではないか。
- ・景気回復による国税(交付税原資)の増が交付税の増に反映されていないのではないか。
- ・税源移譲分を基準財政需要額に100%算入する取扱いの基本的考え方如何。
- ・昨年5月10日に行われた経済財政諮問会議で、当時の竹中総務大臣が分権改革プログラムとして打ち出した六つの指標については、現在も、これを受け継いでいくとの立場なのか。
- ・新型交付税について、人口をもって算定するという考え方は、地方をないがしろにする原点。戸籍数・出生者数などの指標の採用を検討すべき。成果指標のうち出生率についても、同様の趣旨から採用を取りやめるべき。
- ・企業も少なく、税収に期待できない状況の下、人口割合に重点を置く新型交付税の導入は、町財政を一層悪化させるのではないか。
- ・例えば、地域包括支援センターにおけるケアプラン作成費補助の見直しは、単価が低すぎるため地方一般財源の持出しを強制すると同様の結果をもたらしている。こうした見えない地方負担を含め、制度の新設・変更時に国と地方が十分協議ができるような場を設けられないか。
- ・ふるさと農道緊急整備事業は平成19年度までの施策とされているが、事業完了までにあと3、4年を要するため、さらなる延長を求める。
- ・後期高齢者医療広域連合は屋上屋。費用負担が相当苦しく、運営には困難が伴う。国が広域連合の設置を求めているのだから、国30:地方70の費用負担は、むしろ逆転させるべき。
- ・法人の成年後見制度に関し、財政的な裏打ちを求める。

- ・道州制等により我が国をどういう国にしていくのか、最終的な姿が見えてこない。また、タイムスケジュール等々も分かりにくい。
- ・補助金で建設した保育所を社会福祉以外の目的で使用する場合、65年間は厚生労働省の承認を得なければならない現行の取扱いは、非効率的。社会福祉以外の行政目的で使用する場合を含め、一定期間経過後は報告程度にとどめるなど、国の関与を小さくすべき。
- ・行政改革・市町村合併の中で保育所・小学校を統合することとしているが、廃校となった小学校に係る補助金を返還する必要がある。財政状況厳しき折、返還は不可能であり、免除等について検討を求める。
- ・合併特例債の起債対象にソフト事業を追加してほしい。
- ・20年先を見据えて市が実施しているのは、あらゆる人材育成、具体的には企業の中核的人材、研究者、看護師、行政の役割を補完するリーダー等の育成を集中して実施する一方、ハード事業はご勘弁願うということ。現在、これを住民に明確に理解してもらおうとしているところ。
- ・大規模償却資産に係る固定資産税収入を県のものとする現行制度、財政力指数が1.0以上の地方団体に繰上償還を認めないとする現行制度は、公平性を欠くので改めるべき。
- ・法人町民税の分割基準に従業者数のみが用いられ、本社がある東京に税収が皆吸収されている結果、工場生産量がある割に、我が町の法人町民税収はほとんどない。自ずから税源が地域に分配されるよう、また、交付税総額の減少にも対処できるよう、見直しを求める。
- ・現在、国会において審議中の「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案」は、地方に活性化計画を作成させ、国が交付金を交付する仕組みだが、国は高いところからものをいわず、農林業の後継者難を深刻な問題としてとらえてほしい。
- ・地域材の振興のため、国レベルでも、特に「アクリクイ材」(スギノアカネトラカミキリ被害材)が強度の割に評価が低いという点について、何らかの対策を講じてほしい。
- ・FM電波を使用して日々の行政情報を各家庭に伝えようとしたが、規制が非常に厳しく、断念した。この規制を見直してほしい。

(2) 総務省

- ・成果指標については、19年度の算定においては今年度の努力が若干実ったということになると思う。このほか、今までの努力をどう盛り込むか、知恵を絞っているところ。
- ・客観的な指標で算定するという普通交付税の性格上、頑張っていない割に成果が大きい市町村もあれば、頑張ったけれども成果が少ない市町村もあり、これらをどう評価するかについては、頭を痛めている。方向としては、そういうところもしっかりと評価できるような基準を作っていきたい。
- ・19年度の算定における成果指標は、基本的に18年度のものを採用する。その際、絶対水準と変化率について、指標の性格に応じて検討する。例えば、変化率については、最低5年程度の変化率ととらえると、合併前後ということになるかと考えたりもしている。
- ・成果指標に誘客数自体を盛り込むのは、公信力のあるデータがないため難しい。しかし、誘客プロジェクトに取り組むと、他の指標、例えば小売りの年間販売額、転入者数、事業所数といったものの増が予想されるので、これによって評価できるのではないかと考えている。
- ・指定統計のようなもので、こういうデータを採用すべきとの御提案があれば、公信力のあるデータ

であれば採ることはやぶさかではないので、御提案をいただきたい。

- ・プロジェクトの策定にあたっては、具体的な成果目標を挙げることに、住民と目標を共有して公表することが大事。あとは地域共同のプロジェクトであろうと、複数のプロジェクトであろうと構わない。どんどん出していただきたい。
- ・プロジェクトは何件提出しても構わないが、交付税措置は1件分、3,000万円となる。
- ・財政力指数1.0超の市町から見ても、各種補助事業の優先採択や、努力した結果としての税収増が一般財源増につながるというメリットがある。このプログラムは基本的に頑張れない、頑張りがぶらい地域を念頭に置いており、御理解願いたい。
- ・企業誘致促進に係る地方交付税措置について、地方税の増収額を基準財政収入額に未来永劫算入しないという訳にはいかないが、交付税の基本を維持しながら、一定期間の企業誘致に係る特別の財政需要をとらえて特別交付税措置ができないかを検討しているところ。
- ・19年度における新型交付税の部分は、基準財政需要額の1%以内の増減にとどめるとの方針の下でスタートすることとしているのでそれほど影響は出ないが、20年度にはどういう影響が出てくるのか、検証しながら対応したい。
- ・竹中プランは、長期的に見た場合の地方分権の目標として、妥当なことを多く含んでいると思う。例えば新型交付税については、地方団体の仕事のやり方が自由になっていけば、これを3分の1くらいまで拡大しても良いではないかというもの。今後、財政需要を的確に捕捉するという点に留意しつつ、分権一括法の進み具合とにらみ合わせながら慎重に対応すべき問題。
- ・人口を基準とした財政需要の測定は、段階補正をかなり効かせているので、新型交付税において小規模町村が一律に割を食っているということはない。
- ・税源移譲による税収増と一般財源化された補助金に係る財政需要は交付税で調整しているが、普通交付税がやや外形的、客観的な算定になるので、多少の損得は出ていると思う。今後、検証していきたい。
- ・国も地方も、閣議決定した方針に従って歳出を削っている。一方で地方財政計画における一般財源総額は、トータルで5,000億円の増となっている。これは、財政再建という大きな目標の中で、交付税総額をはじめ一般財源総額で、必要な一般財源を確保しているということ。もちろん、個々の地方団体における交付税額は、その団体の税収動向によって左右される。
- ・国税収入が伸びているにもかかわらず、法定率分の交付税の伸びが交付額に反映されないと感じられるのは、これまで特会借入金や赤字地方債の発行で賄っていた部分の穴埋めに使っていることによる。
- ・地域包括支援センターにおける財政面・人材面での運営難の問題については、現場サイド(市町村)と厚生労働省の間で、適正な規模・適正な財政支援の度合い等についてのきちんとした話し合いがもたれるよう、話をさせていただく。
- ・国庫補助制度が新設又は変更となる際の地方負担については、自治財政局調整課が所管省庁と協議をして、その地方負担が過度ではないか、不合理ではないかといった議論を行っている。既に創設されている制度を含め、お気付きの点をお知らせいただければ、その地方の実情をよく調べて各省と協議していきたいと考えているので、ぜひ情報を寄せていただきたい。
- ・ふるさと農道緊急整備事業を延長するかどうかについては、残事業、継続事業量等を調査して、

来年度の前半、秋までに結論を出していくものと考えている。県を通じてこうした状況を教えていただければ、判断材料にしたい。

- ・繰上償還の検討にあたっては、公営企業債であれば普通会計債よりもウエイトが大きく、財政力指数が1.0未満との要件は付いておらず、資本費が全国平均を上回ることを対象にしている。この要件を良く検討し、活用を図っていただきたい。
- ・道州制のタイムスケジュールについては、安倍総理から、3年を目途に道州制ビジョンを作ってほしいという言われ方で作業を進めているところ。道州制ビジョンができあがってから、道州制が、いわゆる遠目でスコープされるという状況になるものとする。
- ・この4月から地方分権改革推進委員会が立ち上がると思う。これは3年の時限立法で立ち上がるものであり、3年後に新しい分権一括法を国会に提出するということになる。この2年くらいの中に委員会からの勧告が出るというタイムスケジュールとなる。まずは道州制の具体的な方法よりも、地方分権の足下の改革をやっていくということ。
- ・単に歳出を削減するのみでは、地方団体の歳出の中で、事務処理を義務付けされた経費のウエイトが増し、地域における自由度がますます少なくなる。そこで、地方分権改革推進法に基づき、こうした義務付けの整理・合理化、国の関与の見直しといった対策を整理しているところ。
- ・地方分権改革推進委員会における検討に資するため、どういう国の関与があるのかという現場での状況を、地方六団体に十分説明していただき、議論していただくことが必要。ぜひそういう具体的な事例の提供をお願いする。
- ・補助金で建設した施設の用途変更の件については、市町村合併に伴う小学校等の統合に向けて頑張る市町村長を何とか応援できるような仕掛けにできないかということを念頭に、今後、文部科学省と良く話をしていくつもり。
- ・市町村合併によりその規模が大きくなると、地域におけるコミュニティーの考え方が大切になる。先日、研究会を立ち上げ、今後数ヶ月の間に一定の方針が得られることとなっている。
- ・合併直前直後の特別交付税交付額については、合併移行経費・合併包括算定経費として大幅に増額しており、合併に際して必要となるソフト経費については、この範囲で対応願いたい。
- ・大規模償却資産の固定資産税に係る現行の取扱いについては、財政力の格差をあまり大きくするのはいかがかとの議論、市町村から一定限度を超えた行政サービスの提供は受けていないとの議論、両方の御意見を伺いながら、今後とも検討していきたい。
- ・危機管理の分野で、住民への危機情報の伝達は非常に重要。従来から防災行政無線の整備をお願いしてきている中、J-ALERT(全国瞬時警報システム)とか、緊急地震警報システムといった新たな取組みが進められており、総務省としては、防災行政無線以外の多様な伝達手段の利用も念頭に入れていく。何かあれば、東海総合通信局に直接相談願いたい。